

青森県報

第百十九号

令和二年
二月十二日
(水曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(下北地域) ……二
- 公 告
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(上北地域) ……三
- 右 同……………(同) ……四
- 出先機関
- 土地改良区の役員の退任……………(東青地) ……四
- 土地改良区の役員の退任……………(東青地) ……四
- 土地改良区の役員の退任……………(下北地域) ……四

公営企業

○青森県立中央病院輸液ポンプ賃貸借契約に係る一般競争入札……………

(病院
管理局)
…五

告 示

青森県告示第八十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 日
西十一番クリニック	十和田市西十一番町四〇の三八	令和 元・二・三
弘前市薬剤師薬局土手町 ワカバ調剤薬局黒石駅前店 ファイン調剤薬局おおわに 店	弘前市大字土手町一八一の一 黒石市一番町一八二 南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田七〇の 二一	元・二・三〇 元・二・二九
みちしり調剤薬局	三戸郡三戸町大字二日町一一の一	元・二・三

青森県告示第八十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定期日
ワカバ調剤薬局黒石駅前店	黒石市一番町一八五	令和 元・三・一

青森県告示第九十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和二年二月十二日

青森県知事 三村 申 吾

名称	所在地	廃止年月日
弘前市薬剤師薬局土手町 ワカバ調剤薬局黒石駅前店 みちしり調剤薬局	弘前市大字土手町一八一の一 黒石市一番町一八二 三戸郡三戸町大字二日町二の一	令和 元・二・三〇 元・二・三三

青森県告示第九十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年二月十二日

青森県知事 三村 申 吾

名称	所在地	指定期日
ワカバ調剤薬局黒石駅前店	黒石市一番町一八五	令和 元・三・一

青森県告示第九十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和二年二月十二日

青森県知事 三村 申 吾

届出事項	指定漁船調書の縦覧
加入区 の名称	期 間
六ヶ所	場 所
上北郡六ヶ所村大字平沼字追館三二の六 橋本 喜代二 上北郡六ヶ所村大字平沼字追館四九の一 橋本 興作 上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂九二の 四五 橋本 道郎	令和二年二月 十二日から同 月二十六日まで 六ヶ所村漁 業協同組合

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン安原ショッピングセンター

弘前市大字泉野一丁目四の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
M U L P ロ パ テ イ 株 式 会 社 愛 知 県 名 古 屋 市 中 区 丸 の 内 三 丁 目 二 二 の 二 四 代 表 取 締 役 葛 谷 悦 敏	M U L P ロ パ テ イ 株 式 会 社 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 一 丁 目 六 の 五 代 表 取 締 役 船 橋 啓 二	令 和 元 ・ 七 一 （ 住 所 ） 元 ・ 六 三 （ 代 表 者 ）
株 式 会 社 コ ム ネ ッ ト 宮 城 県 東 松 島 市 矢 本 字 北 浦 九 七 の 二 代 表 取 締 役 志 摩 恵 章	変 更 な し	

三 届出年月日

令和二年一月二十九日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和二年二月十二日から同年六月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和二年六月十二日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社成田総合設備

二 代表者の氏名 成田輝彦

三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町向山東三丁目二七三六の一〇

四 許可番号 青森県知事許可（般一―二八）第一〇三七八号

五 取消年月日 令和元年十一月二十八日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十一年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 亀田左官工業
 - 二 氏名 亀田修治
 - 三 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字家ノ上三三の二三
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般一三七）第一三七二二号
 - 五 取消年月日 令和元年十二月二十七日
 - 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、左官工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実 令和元年六月二十四日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。
- このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の内任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、蓬田村土地改良区から、次のとおり役員の内任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年二月十二日

東青地域県民局長 小笠原 博

役員別の区別	氏名	住 所	退任の年月日
理事	坂本 信義	東津軽郡蓬田村大字中沢字浪返一五の一	令和元・二〇・一

土地改良区の役員の内任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、むつ山辺沢土地改良区から、次のとおり役員の内任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年二月十二日

下北地域県民局長 沼 岡 健

役員別の区別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	白井 二郎	むつ市横迎町一丁目五の六	令和元・二〇・二八就任
〃	木村 孝一	金曲一丁目一の一八	〃
〃	小山内秀治	金曲二丁目一三の七	〃
〃	太田 智	〃 六の二一	〃
〃	齊藤 敏雄	大曲一丁目八の九	〃
〃	室館 義明	大字田名部字上道八七の八九	〃
〃	成田 正行	栗山九の一八	〃
〃	高阪 繁	金曲二丁目六の八	〃
〃	太田 義秋	〃 一の九	〃
〃	北上 重顕	大畑町本町一七〇の一	〃
〃	白井 二郎	横迎町一丁目五の六	元・二〇・二七退任
〃	木村 孝一	金曲一丁目一の一八	〃
〃	小山内秀治	金曲二丁目一三の七	〃
〃	太田 智	〃 六の二一	〃
〃	齊藤 敏雄	大曲一丁目八の九	〃
〃	室館 義明	大字田名部字上道八七の八九	〃

公 営 企 業

〃	監 事	成田 正行	〃	栗山九の一八	〃
〃		小山内清秀	〃	金曲二丁目八の三	〃
〃		高阪 繁	〃	六の八	〃

青森県立中央病院輸液ポンプ賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

令和二年二月十二日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における賃貸借料とし、その仕様等は、入札説明書のとおりとする。

輸液ポンプ 四百十台

二 賃貸借期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により、物品の借入れの契約についてAの等

級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、令和二年三月十三日までに青森県立中央病院管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市東造道二丁目の一
青森県病院局運営部 管理課
電話 〇一七―七二六―八〇三七

4 提出部数 一部

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市東造道二丁目の一
青森県病院局運営部 管理課
電話 〇一七―七二六―八〇三七

2 入札書の提出期限

令和二年三月二十五日 午前十一時

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市東造道二丁目一の一

青森県立中央病院 三階第一会議室

(二) 日時

令和二年三月二十五日 午前十一時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 契約書の取り交わしの時期

令和二年四月一日

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち十二か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって各年度の契約金額とする。

5 入札手続の停止等

令和二年度青森県病院事業会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Infusion pump 410 Sets
(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

11:00 a.m. March 25, 2020

3 Contact point for the notice:

Supply Section
Management Division
Hospital Bureau
Aomori Prefectural Government
2-1-1 Higashitsukurimichi
Aomori city, Aomori 030-8553
Japan
Phone: 017-726-8037

(発行者・発行人)
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭